



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

654	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
655	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
656	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	2
657	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	2
658	指定自立支援医療機関の指定	(").....	2
659	〃	(").....	3
660	〃	(").....	3
661	〃	(").....	3
662	〃	(").....	3
663	大井堰土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	4
664	保安林の指定	(森林整備課).....	4
665	保安林の指定予定の通知	(").....	4
666	〃	(").....	5
667	〃	(").....	5
668	〃	(").....	6
669	〃	(").....	6
670	土地収用法に基づく手続の開始	(用地対策課).....	6

○ 選挙管理委員会告示

52	政治団体の届出事項の異動の届出	7
53	資金管理団体の届出事項の異動の届出	8
54	政治団体の解散の届出	8
55	政治団体の収支報告書の要旨	8
56	政治団体の設立の届出	10

○ 公告

争議行為を行う旨の通知	(労働政策課).....	10
-------------	--------------	----

○ 監査公表

監査公表第15号	10
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第654号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	主たる事務所の	指定事業所の	指定事業所の		廃 止
--	---------	--------	--------	--	-----

届出者の名称	所在地	名称	所在地	サービスの種類	年月日
株式会社紀和	有田市港町212番地の2	紀和苑デイサービスセンター下津	海南市下津町下津828-1	通所介護・予防通所介護	平成25.3.31
株式会社紀和	有田市港町212番地の2	紀和苑訪問介護サービス下津	海南市下津町下津828-1	訪問介護・予防訪問介護	平成24.10.30
株式会社紀和	有田市港町212番地の2	紀和苑居宅介護支援事業所	海南市下津町下津828-1	居宅介護支援	平成25.1.25

和歌山県告示第655号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3051800104	社会福祉法人和歌山つくし会 保育所等訪問支援事業所つくしの里	岩出市中迫665	保育所等訪問支援	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市吉礼字八ツ井486番地1	平成25.4.1	平成31.3.31

和歌山県告示第656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500091	サンライズケア	有田市糸我町西496-1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	有限会社優心の郷	有田市糸我町西496-1	平成25.5.31

和歌山県告示第657号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012125153	ケアサポートふくしん	日高郡印南町大字印南2288-5	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 難病等対象者	株式会社ふくしん	日高郡印南町大字印南2288-5	平成25.6.1

和歌山県告示第658号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	整形外科に関する医療	小池達也	平成 25.6.1

和歌山県告示第659号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	—	野呂祐子	平成 25.6.1

和歌山県告示第660号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会保険紀南病院	田辺市新庄町46番地の70	耳鼻咽喉科に関する医療	安井紀代	平成 25.6.1

和歌山県告示第661号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
TRYAD合同会社	東牟婁郡那智勝浦町大字市屋855番地	訪問看護	リハビリ訪問看護センター やたがらす	平成 25.6.1

和歌山県告示第662号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
和駅東調剤薬局	和歌山市黒田一丁目3-24	中屋裕美子	平成 25. 6. 1

和歌山県告示第663号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大井堰土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第664号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町西赤木字ズミ402(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第665号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字南字中坊60、62の2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中坊62の2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第666号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町勝谷字上ノサキ258の1、266の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノサキ258の1(次の図に示す部分に限る。)、266の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第667号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町安井字久保田216、野中字長山214の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第668号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町檜葉字細井770

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第669号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市相賀字田地783、784、793の1（次の図に示す部分に限る。）、1119の1、字西畑1107の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田地783、784、793の1、1119の1、字西畑1107の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第670号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道26号改築工事(第二阪和国道・大阪府泉南郡岬町淡輪地内から和歌山県和歌山市大谷字中得地内まで)並びにこれに伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
和歌山県和歌山市平井字西谷、字東谷、字古池、字前原、字垣内及び字東垣内地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
和歌山県和歌山市平井字西谷、字東谷、字古池、字前原、字垣内及び字東垣内地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
和歌山県和歌山市役所

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
直政会	主たる事務所の所在地	和歌山市吹上2-2-3 サーパス吹上第2-1004号	和歌山市砂山南2-1-43	平成25.4.1	政治団体	
自由民主党和歌山県和歌山市第7支部	主たる事務所の所在地	和歌山市吹上2-2-3 サーパス吹上第2-1004号	和歌山市砂山南2-1-43	平成25.4.1	政党	
和歌山県水落敏栄後援会	代表者	田中一嘉	荒堀清隆	平成25.4.2	政治団体	
自由民主党遺族会和歌山県支部	代表者	田中一嘉	荒堀清隆	平成25.4.2	政党	
日本遺族政治連盟和歌山県本部	代表者	田中一嘉	荒堀清隆	平成25.4.2	政治団体	
安達克典後援会	代表者	竹内雅美	小川公平	平成25.4.3	政治団体	
山田としお和歌山県後援会	会計責任者	小川純生	前田年史	平成25.4.4	政治団体	
松本哲也後援会	代表者	松本哲也	高松芳之	平成25.4.9	政治団体	
玉置公良後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田20-49-3	田辺市朝日ヶ丘13-17 木村ビル1F	平成25.4.12	政治団体	
紀南創造の会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田20-49-3	田辺市朝日ヶ丘13-17 木村ビル1F	平成25.4.12	政治団体	
日本維新の会衆議院和歌山県第2選	政治団体の名	日本維新の会衆議院和	日本維新の会衆議院和	平成	政党	

挙区支部	称	歌山県第2選挙区支部	歌山県第二区支部	25.4.15		
星礼会	主たる事務所の所在地	和歌山市新内8	和歌山市新八百屋丁25	平成25.4.22	政治団体	
森れい子後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市新内8	和歌山市新八百屋丁25	平成25.4.22	政治団体	
	代表者	森礼子	鈴木俊男			
浅井修一郎後援会	主たる事務所の所在地	有田市糸我町中番1099	有田市宮崎町2305	平成25.4.22	政治団体	
自由民主党和歌山県有田市第一支部	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町513-1	有田市宮崎町2305	平成25.4.22	政党	
今西敏文後援会	会計責任者	今西誠子	上野実	平成25.4.30	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
森礼子	和歌山県議会議員	星礼会	主たる事務所の所在地	和歌山市新内8	和歌山市新八百屋丁25	平成25.4.22

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
日本共産党東賀代子後援会	内田紀也	平成25.3.28	平成25.4.3
民主党和歌山県第3区総支部	玉置公良	平成25.3.31	平成25.4.12

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

(単位:円)

日本共産党 東賀代子後援会

報告年月日 25.03.28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

民主党和歌山県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 玉置 公良

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 25.04.12

1 収入総額	22,321,364	
前年繰越額	603,317	
本年收入額	21,718,047	
2 支出総額	21,293,994	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(844人)	928,000
寄附	1,789,790	
個人からの寄附	19,790	
法人その他の団体からの寄付	120,000	
政治団体からの寄付	1,650,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	19,000,000	
その他の収入	257	
一件十万円未満のもの	257	
4 支出の内訳		
経常経費	9,677,850	
人件費	5,813,150	
光熱水費	159,316	
備品・消耗品費	1,692,648	
事務所費	2,012,736	
政治活動費	11,616,144	
組織活動費	2,948,340	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,617,804	
機関紙誌の発行事業費	751,329	
宣伝事業費	3,866,475	
調査研究費	1,050,000	
その他の経費	3,000,000	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
年間五万円以下のもの	19,790	
(法人その他の団体からの寄付)		
和大興業(株)	120,000	和歌山市
(政治団体からの寄付)		
紀南創造の会	1,650,000	田辺市

政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨

日本共産党 東賀代子後援会

報告年月日 25.04.03

1 収入総額	0
2 支出総額	0

民主党和歌山県第3区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 玉置 公良

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 25.04.15

1	収入総額	1,027,468
	前年繰越額	1,027,370
	本年収入額	98
2	支出総額	1,027,468
3	本年収入の内訳	
	その他の収入	98
	一件十万円未満のもの	98
4	支出の内訳	
	経常経費	1,027,468
	人件費	670,000
	備品・消耗品費	23,638
	事務所費	333,830

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
なかよしの党前川ゆかり後援会	前川ゆかり	桑田初子	和歌山市小雑賀671-44	平成25.4.8

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成25年5月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成25年6月4日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成25年6月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

平成25年2月4日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年6月4日

和歌山県監査委員 保田 栄一
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 山本 茂博

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成25年1月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和36年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 超過勤務手当について、休憩時間数及び勤務時間の区分誤りによる過支給があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 簡易公開調達制度による物品運搬単価契約において、支出予定総額を設定していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 監査において注意を受けて以降、改正後の和歌山県物品管理等事務規程の遵守を職員に周知徹底し、複数職員による検印を実施するなど、適正に処理を行っている。</p> <p>(2) 当該事項については、平成24年12月給与支給時に差額調整を行ったところである。 今後、全職員に対し休憩時間等の取扱いについて周知徹底を行い、適正な処理に努める。</p> <p>(3) 今後は、前年度実績等を基に支出予定総額を設定し、適正な処理に努める。</p>

2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年1月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約715万円となっており、前年度末に比し約35万円増加している。 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。 また、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 生活保護費返還金について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定める督促状を発付していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約363万円となっており、前年度末に比し約102万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 振興局地域振興部から手交された郵便切手について、郵便切手類使用簿に発送先等を記入することなく使用していたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 過年度の未償還者については、大半が生活保護から脱却したものの生活基盤が脆弱で境界層にある者等であるが、電話による催告や自宅訪問など粘り強く償還指導を行い、債権管理の一層の徹底を図っている。 また、不正受給の防止のため、生活状況の報告及び収入の申告義務について周知徹底を図っており、毎年課税状況調査や年金調査、随時の預貯金調査を行い、保護の適切な実施に努めている。</p> <p>(2) 督促状の発付に関する和歌山県財務規則の規定内容を職員に周知徹底し、指摘を受けた以降は適正に処理している。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、電話及び文書による催告に加え、自宅等を訪問して償還指導を行い、未収金の債権管理に努めている。 また、新規未償還ケースの発生防止のため、新規貸付時には本人、連帯借主及び連帯保証人に同席を求め事前協議及び面接を行い、資金の使途や償還能力を十分把握するとともに、本貸付けの目的や意義等についての説明を行い、償還義務の意識付けの徹底を図っている。</p> <p>(4) 細菌培養同定検査については、使用料通知票に単価適用の根拠となる所属等を記入することにより料金単価の根拠確認ができるよう改善した。</p> <p>(5) 年間の発送予定数量に相当する郵便切手の交付を受けていたが、必要の都度、発送先及び必要枚数を記入した「郵便切手・はがき請求書」を地域振興部に提出し交付を受けるよう改め、同部で管理する郵便切手類使用簿で使用状況を明らかにしていく。</p>

3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成25年1月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約561万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。</p> <p>督促状が、和歌山県財務規則第34条第1項に定める期限内に発付されていないものがあったので、注意するとともに、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 生活保護費返還金について、分割納入を承認した事例において、分割した金額ごとの納期限を設定していない事例があった。</p> <p>また、履行の延期を承認した生活保護費返還金の調定において、承認した納期限どおりに期限を設定していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約106万円となっており、前年度末に比し約25万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 敷地内の電柱には通信ケーブル、電話柱には電線が共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがあるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 督促状については和歌山県財務規則第34条第1項に定める期限内に発付するように直ちに改めた。</p> <p>未納者の大部分が現在も生活保護受給中であるが、分割納付等により粘り強く償還指導を行うなど、債権管理の一層の徹底を図っている。</p> <p>この結果、平成25年3月末までに191,900円の納付があった。</p> <p>また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給及び返還金未収金発生の防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行うとともに、より一層民生委員や役場担当課など関係機関との連携を密にし保護の適切な実施に努めている。</p> <p>(2) 分割した金額ごとに納期限を設定し、履行延期を承認した事例では納期限どおりに期限を設定するように直ちに改めた。粘り強く償還指導を行うなど、債権管理の一層の徹底を図っている。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話及び文書による催告に加えて、夜間においても自宅等を訪問して償還指導を行い未償還金の債権管理に努めている。</p> <p>さらに、未納者の生活実態の把握に努め必要に応じて分割償還の方法をとるなど未償還金の回収を行い、平成25年2月末までに約44万円の回収があった。</p> <p>また、新規の未償還金の発生を防止するため貸付時において償還指導の徹底を図った。</p> <p>(4) 検査依頼書及び試験検査調定資料に、適用する料金単価が明確となる記載項目欄を設け、根拠を確認できるように改善を行った。</p> <p>(5) 指摘のあった超過勤務手当については、監査後直ちに不足分の追給を行い、適正に処理を行った。</p> <p>(6) 通信ケーブル及び電線の事業者に行政財産の目的外使用許可申請手続を指導し、使用許可を平成25年1月9日及び同月17日に行い、適正に処理した。</p>

4 東牟婁振興局申本建設部

監査実施年月日 平成25年1月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成23年度末で約69万円となっており、前年度末に比し、約1万円増加している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 旅行命令において、不適切な直行での出張を承認したため旅費が過払いとなっていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公営住宅の未収金については、各戸別訪問による督促及び徴収を行うとともに、連帯保証人への督促も併せて行い縮減に努めている。</p> <p>また、高額滞納者については法的措置を実施するなど、一層適正な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 過払分となった旅費額630円については、平成24年12月1日に返還済となっている。</p> <p>今後は、命令内容に変更があった場合は速やかに</p>

(3) 台帳扱い物品に係る物品調達台帳について、課長決裁がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

処理を行う。
(3) 台帳扱い物品に係る物品調達台帳について、課長決裁を必ず経た上で、事務処理を進めるように徹底する。

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成25年1月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約393万円となっており、前年度末に比し、約9万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 工事請負契約の違約金の収入未済額は、平成23年度末で約38万円となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額は、平成23年度末で14万円となっており、前年度末に比し、4万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 平成24年度の漁港施設使用料について、平成23年度末に誤って納入の通知を行い、平成23年度に使用料が納付された事例があったので、今後このようなことのないよう適正に処理されたい。</p> <p>(5) 委託料に係る支出負担行為の決裁が、振興局地域振興部会計主幹に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 集中調達物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 使用料及び賃借料に係る支出票において、履行確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 消耗品費の支出において、代表者の職氏名が記載されていない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>廃道敷地については、平成23年度末で5件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに、処理方針を決定している箇所について、処理を進められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公営住宅の未収金については、督促状及び催告状による通知や、電話及び訪問を行うなど、徴収業務を行っている委託管理人との連携を図りながら、適正な債権管理に努める。</p> <p>(2) 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が所在不明若しくは生活困窮等により徴収困難な状況であるが、引き続き訪問による督促を行うなど未収金の回収に努める。</p> <p>(3) 船舶引揚の代執行に係る未収金については、経済的困窮により回収困難な状況であるが、引き続き定期的に臨戸訪問を行うなど、納入義務者の現状を把握しながら適切な債権管理に努める。</p> <p>(4) 年度当初の歳入に係る納入通知については、年度区分に応じた適切な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 支出負担行為の決裁及び合議区分に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 納品書の受付については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正な事務処理に努めるよう職員に徹底した。</p> <p>(7) 和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(8) 請求書を受領する際には、請求書具備事項の確認を行い、適正に処理していく。</p> <p>検討事項</p> <p>廃道敷地については、地籍調査の進捗に合わせ、引き続き適正な管理に努めるとともに、廃道敷地の現況に応じた処理を行っていく。</p>

6 なぎ看護学校

監査実施年月日 平成25年1月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿における現物確認については、平成24年12月から複数人での現物確認及び検印を実施している。</p>

7 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 平成24年1月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>使用許可手続のなされていない通信ケーブルについては、早急に教育財産の使用許可申請手続を指導し、使用許可を行い適正に処理した。</p>

8 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 平成25年1月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費の一部が主催者から支給される出張について、残額を支給していないものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 証紙売りさばき代金について、収納状況一覧表(事後調定)による決裁手続がなされていない事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、薬品保管管理簿が完備されていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅費の不足分については、直ちに追給の手続を行うとともに、今後このようなことのないよう職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)等について、職員に周知徹底を行った。</p> <p>(2) 収納状況一覧表(事後調定)による決裁手続がなされていない事例について、関係機関に該当分の調定履歴一覧表の出力の依頼を行い、決裁を行った。また、今後このようなことのないよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>(3) 毒物及び劇物等の薬品保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿を作成し、適正に事務処理を行った。</p>

9 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 平成25年1月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 庁舎等の緊急小規模修繕について、会社の社印及び代表者印が押印されていない見積書により支出負担行為の決裁を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成23年度の通信運搬費(切手購入)の支出負担行為において、整理する時期が誤っていた事例があつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 会社の社印及び代表者印が押印されていない見積書により支出負担行為の決裁を行っていた事例について、今後は添付書類の確認を十分に行うよう、職員に周知徹底し、適正に事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 支出負担行為の整理時期の誤りについて、職員に和歌山県財務規則等の周知徹底を行った。また、平成24年度以降は、適正に事務処理を行っている。</p>

10 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 平成25年1月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>私事旅行を含む出張において、私事により復路が夜間帰着になったことにより、旅費が過支給になっていた。また、その他欄への帰庁日及び特記事項欄への往復旅費支給の記載がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>私事旅行を含む出張における旅費の過払い及び旅行命令簿の記載漏れについて、直ちに過払分の戻入処理を行うとともに、旅行命令簿の記載漏れについても適正に処理を行った。また、今後このようなことのないよう、職員等の旅費に関する規則等について職員に周知徹底を行った。</p>